

春日那珂川水道企業団議会の傍聴について

1 傍聴の手続

傍聴を希望される方は、庁舎3階傍聴席入口からお入りください。傍聴人受付にて、傍聴人受付票に住所、氏名を記入して係員にご提出をお願いいたします。

2 傍聴人の制限

傍聴席が満席となった場合は、入場することができません。

3 傍聴席に入ることができない者

次に該当する者は、傍聴席に入ることができません。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗又はのぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (7) 幼児及び乳幼児

4 傍聴人の守るべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければなりません。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート又はマフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードでお願いします。
- (8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (9) 傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。